錦江町定額給付金のお知らせ

現在、定額給付金の給付に向けて準備を進めていますので、その概要についてお知らせします。

実施の目的

定額給付金事業は、景気後退下での町民の皆様の不安に対処するため、家計への緊急支援として実施するも のであり、あわせて、各世帯に広く給付し、消費を増やしていただくことで、地域の経済の活性化につなげ るものです。

給付対象者

定額給付金の給付対象者は、平成21年2月1日(基準日)において、次の要件のいずれかに該当する人 ①錦江町の住民基本台帳に記録されている人

②錦江町の外国人登録原票に登録されている人(短期滞在の在留資格で在留する者、不法滞在者を除く)

申請・受給者

定額給付金の申請・受給者は、上記の給付対象者ごとに次のとおりです。

- ・上記①については、その者の属する世帯の世帯主
- ・上記②については、登録されている本人

給付額

給付額は、給付対象者1人につき1万2千円です。ただ し、平成21年2月1日(基準日)において、65歳以 上の人・18歳以下の人については、1人につき2万円 となります。

申請・給付方法

具体的な給付開始時期や申請方法などが決まり次第、町 民の皆様にお知らせします。

申請期限

給付申請受付開始日から6ヶ月以内。

【給付例】

П	h	√ ± ⊥⊤	一比人	√人 /⊥ ☆≍
氏	名	続柄	年齢	給付額
錦江	太朗	本人(世帯主)	45	12,000円
錦江な	かあ子	妻	41	12,000円
錦江	山男	子	10	20,000円
錦江	海子	子	9	20,000円
錦江	大滝	父	75	20,000円
錦江	花瀬	母	72	20,000円
		合 計		104,000円



定額給付金はまだ始まっていません! 詐欺に注意してください!

定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。「定額給付金」 については、まだ、町民の皆様にご連絡や給付を行う段階ではありません。

具体的な給付の方法などが決まり次第、速やかに広報いたしますので、定額給付金に関して、次のことに注意 をお願いします。

- 役場や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作 をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対に できません。
- 役場や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込みを 求めることは、絶対にありません。
- 現時点で、役場や総務省などが市民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号など の個人情報を照会することは、絶対にありません。

【お問い合わせ先】

錦江町役場 企画課 未来形成チーム ☎ 0994-22-3032

